**鳥取県応急手当推進事業所認定証交付要綱**

（目的）

第１条　この要綱は、応急手当に関する正しい知識と技術の習得に対する積極的な取組

を行っている事業所に対して、鳥取県応急手当推進事業所認定証を交付するために必

要な事項について定めるとともに、鳥取県内の応急手当の普及啓発に寄与することを

目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定め

るところによる。

（１）推進事業所　応急手当の普及啓発に協力し、鳥取県応急手当推進事業所認定証（様式第１号。以下「認定証」という。）を交付した事業所をいう。

（２）ＡＥＤ　自動体外式除細動器をいう。

（３）救命講習　次に掲げる応急手当に関する講習をいう。

　ア　消防局が行う普通救命講習又は上級救命講習

　イ　日本赤十字社が行う赤十字救急法基礎講習

　ウ　鳥取県が行う応急手当普及員養成講習

エ　鳥取県が行う応急手当指導員養成講習

（推進事業所の責務）

第３条　推進事業所は、従業員等が適切な応急手当ができるよう、救命講習の受講促進

に努めるものとする。

（認定証の交付基準）

第４条　鳥取県は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合する事業所を推進事業所と

して認定するものとする。

（１）ＡＥＤが設置され、かつ従業員のうち１０名以上の者が申請日から３年以内に救命講習を修了している事業所

（２）ＡＥＤが設置され、かつ従業員のうち３割以上の者が申請日から３年以内に

救命講習を修了している事業所

（３）管轄の消防局長が、応急手当の推進事業に協力していると認め、推薦を行った事

業所

（認定証の交付申請）

第５条　認定証の交付を受けようとする事業所は、次に掲げる書類を知事に提出するも

のとする。

（１）鳥取県応急手当推進事業所認定証交付申請書（様式第２号）

（２）前条の交付基準に該当することを確認する次の書類

　　ア　救命講習の講習修了証（該当者全て）の写し

　　イ　ＡＥＤ設置の証明書類

　　ウ　従業員数を確認できる書類

２　前条第３号の消防局長の推薦は、鳥取県応急手当推進事業所認定推薦書（様式第３

号）を交付して行うものとする。

（認定証の交付）

第６条　鳥取県は、前条第１項に掲げる書類について審査を行い、第４条の交付基準に

該当すると認めたときは、認定証を交付するものとする。

２　認定証の有効期限は、認定を受けた日の翌日から起算して５年とする。

３　前項の有効期限を更新しようとする推進事業所は、知事に対し鳥取県応急手当推進

事業所認定証交付申請書（様式第２号）を提出するものとする。

（認定証の返納）

第７条　推進事業所は、次の各号に該当した場合には、交付を受けた認定証を速やかに

鳥取県に返納するものとする。

（１）認定証の有効期間が満了した場合

（２）第４条の交付基準に該当しなくなった場合

（３）事業所の名称の変更又は廃止を行った場合

（４）知事が推進事業所として適当でないと認めた場合

（認定証の掲示）

第８条　推進事業所は、事業所内の公衆の見やすい場所に認定証を掲示するものとする。

（認定証交付台帳）

第９条　鳥取県は、鳥取県応急手当推進事業所認定証交付台帳（様式第４号）を備え付

けるとともに、推進事業所の名称、所在地、有効期限等の必要事項を記録するものと

する。

附　則

この要綱は、平成２９年７月４日から施行する。